

令和2年4月13日

ステークホルダーの皆様へ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応等について

多木化学株式会社
代表取締役上席専務執行役員
対策本部長 安東 誠

令和2年4月7日、政府より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されましたので、当社の対応等についてお知らせいたします。

当社は、事業を中断させる様々な脅威への対応として、人命最優先のもと社会的責任を果たすべく、事業継続計画（BCP）を策定しており、BCP発動の際には、この計画に従って事業活動の継続に努めてまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として当社では、国内発生早期となった2月中旬よりBCPを発動して対策本部を立ち上げました。対策本部では、感染拡大防止のため基本的な感染防止策（手洗い・手指や機器の消毒・マスク着用・検温・居室の分離・間仕切の設置等）に加え、会議の自粛、国内外の出張の制限、時差出勤や在宅勤務等就業体制の柔軟化等の様々な対策を講じ、感染者および濃厚接触者の発生を防ぐことに注力しております。また、当社従業員に対し、小学校等の休業に伴う休暇制度を設ける等、休暇を取得しやすい環境整備にも努めております。

現在までのところ、当社従業員に感染者および濃厚接触者は確認されておりませんが、当社従業員への感染リスクも高まっていると認識しており、今回の「緊急事態宣言」発令をうけて、在宅勤務の拡大、従業員の厳格な健康管理、社外の方との接触制限等、事業継続のためにより一層、感染症への対策を強化してまいります。万が一、感染者が発生した場合には、所管保健所をはじめとする関係行政機関等と連携し、感染者を隔離するとともに、少しでも感染の疑いのある従業員を一定期間自宅待機とし、健康観察することで、感染が拡大しないよう対策を講じる一方、事業への影響を最小限にとどめるべく、BCPに基づく事業継続活動を行ってまいります。

お取引先様をはじめステークホルダーの皆様には感染防止策等の影響でご不便をお掛けすることもあるかもしれませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上